

平成29年5月25日
都市局街路交通施設課

機械式駐車設備の安全基準に係る日本工業規格の制定について

～機械式立体駐車場の安全対策の推進に向けた安全基準の標準化～

国土交通省は、本日、機械式駐車設備の安全基準に係る日本工業規格^{*1}（機械式駐車設備の安全要求事項（JIS B 9991））^{*2}を制定しました。

機械式立体駐車場は、限られた土地スペースを有効活用することが可能なことから、1980年代後半より都市部で急速に普及いたしました。一方で、機械式立体駐車場の利用者が機械に身体を挟まれ死亡する事故等が発生していることに鑑み、国土交通省では、機械式駐車装置の安全機能に係る大臣認定制度を平成27年より運用しております。

今般、国土交通省では、機械式駐車設備の安全基準に係る日本工業規格（機械式駐車設備の安全要求事項（JIS B 9991））を制定いたしましたので、お知らせします。

今回制定した規格は、国際標準規格（ISO12100）に対応したものであり、今般のJIS規格の制定を契機として、わが国の安全で高品質な機械式立体駐車場の海外展開をより一層推進してまいります。

JIS規格の概要は、別紙のとおりです。

※1 日本工業規格（JIS：Japanese Industrial Standards）とは、わが国の工業標準化の促進を目的とする工業標準化法（昭和24年）に基づき制定される国家規格です。

※2 日本工業規格（機械式駐車設備の安全要求事項（JIS B 9991））については、下記のホームページをご参照下さい。

【URL】 <http://www.jisc.go.jp>

（参考）国土交通省の安全対策の取組

機械式立体駐車場の安全対策全般については下記のホームページをご参照下さい。

【URL】 http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000038.html

<お問い合わせ先>

国土交通省都市局街路交通施設課 今井・中山

TEL：03-5253-8111（内線32-847・32-845） 直通：03-5253-8416 FAX：03-5253-1592